

プロポーザル方式実施説明書

第1章 プロポーザル参加に係る手続き等

1 プロポーザルの概要

(1) 業務の概要

- ア 業務委託名 まちなかポータルサイト構築・運用業務
イ 業務内容 別紙 まちなかポータルサイト構築・運用業務委託 公募要領 のとおり
ウ 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
エ 契約上限金額 8,692千円（消費税及び地方消費税を含む）

(2) 書類一覧

本プロポーザル方式で用いる書類は次のとおりとする。

1	契約書	
2	まちなかポータルサイト構築・運用業務委託 公募要領	
3	プロポーザル方式実施説明書	
4	評価基準	
5	様式1	参加意向申出書
6	様式2-1	質問書
7	様式2-2	質疑応答書
8	様式3	企画提案書
9	様式4	企画提案書等の取扱いに関する回答書
10	様式5	結果通知書

(3) スケジュール

本プロポーザル方式におけるスケジュールは次のとおりとする。

参加意向申出書提出期間	令和8年6月11日（木）から令和8年6月17日（水）午後5時
質問書受付期間	令和8年6月11日（木）から令和8年6月17日（水）午後5時
質問に対する回答送付日	令和8年6月19日（金）
企画提案書等提出期間	令和8年6月22日（月）から令和8年6月25日（木）午後5時
ヒアリング実施日	令和8年7月1日（水）午後 ※時間は後日連絡
特定・非特定の通知日	令和8年7月5日（月）※予定
契約締結	令和8年7月8日（水）※予定

2 担当部署及び問い合わせ先

〒430-0934 浜松市中央区千歳町91-1

浜松まちなかマネジメント株式会社・浜松まちなかにぎわい協議会

担当 角替 (つのがえ)
電話 053-459-4320
メールアドレス machinaka52@gmail.com

3 参加するために必要な資格

次に掲げる要件を満たす者

- (1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

4 参加手続き等

(1) 参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次により本プロポーザルの参加に必要な書類の提出をすること。

- ア 受付期限 令和 8 年 6 月 17 日（水）午後 5 時（必着）
- イ 提出先 浜松まちなかマネジメント株式会社・浜松まちなかにぎわい協議会
担当 角替（つのがえ）
- ウ 提出方法 電子メールに添付して提出
- エ 提出書類 参加意向申出書（様式 1）

(2) 質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をすること。質問に対する回答は、参加資格を認められた者全員に通知する。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。

- ア 提出期限 令和 8 年 6 月 17 日（水）午後 5 時（必着）
- イ 提出先 浜松まちなかマネジメント株式会社・浜松まちなかにぎわい協議会
担当 角替（つのがえ）
- ウ 提出方法 電子メールに添付して提出
- エ 回答送付日及び方法 令和 8 年 6 月 19 日（金）電子メールによる

5 参加資格の喪失

- (1) 参加意向申出書の提出期限の日から受託候補者の特定の日までの間に次のいずれかに該

当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

ア 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなつたとき

イ 第1章4(1)エ及び第2章2(1)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第2章 企画提案書等について

1 企画提案書、その他企画提案に関する資料（以下「企画提案書等」という。）の内容

(1) 企画提案書等は、次に掲げる内容を記載するものとする。

ア 提案者の概要

(ア) 法人概要

(イ) 他団体からの受託した同種・類似事業の実績

・WEBサイト構築実績、デジタルマーケティング実績、類似業務実績等

イ 業務実施体制について

(ア) 組織図

(イ) 業務責任者

(ウ) 業務担当者

(エ) スタッフの専門性

(オ) 運営体制

(カ) スケジュール（準備計画含む）ほか

ウ 事業実施内容について

(ア) ターゲティング及びコンセプト設計

① 来街促進・魅力発信

・ターゲット層分析（対象年齢層、行動パターン等）と訴求コンセプト

・情報提供の視点・切り口の工夫

・ユーザー導線設計（情報検索→来街行動等）

② 出店・事業参入支援

・起業・独立志向層のニーズ分析と訴求方法

・会員登録から情報獲得までの導線設計

・CRM機能を活用した段階的情報提供

(イ) 掲載コンテンツの提案

コンテンツ	実装方法
イベント情報	API連携/スクレイピング、会員投稿機能、検索・絞込機能
店舗・施設情報	既存「まちなかNEWS」活用、CMS更新、カテゴリ検索
特集記事	季節特集（年4回以上）、歴史・観光・飲食店紹介
アクセス情報	交通案内、駐車場情報、マップ機能
空き物件情報	不動産情報提供形式、検索機能
行政施策・支援制度	補助金制度、相談窓口掲載
公共空間利活用案内	まちなか公共空間利活用制度、事例紹介

(ウ) WEBサイトの構築・運用・保守等

①構築方針

- ・既存ドメイン活用、レスポンシブデザイン、JIS X 8341-3:2016 AA 準拠

②運用・保守体制

- ・平日 9 時～17 時の人的対応、24 時間 365 日システム稼働
- ・データ容量段階的拡張対応
- ・令和 9 年度以降の年間保守予算を提示

③セキュリティ対策

- ・SSL 暗号化、ウィルス・不正アクセス対策、個人情報保護体制

(エ) デジタルマーケティング等

①広告戦略

- ・SNS 広告 (Facebook、Instagram、TikTok 等)、検索連動型広告、リマーケティング
- ・年間広告スケジュール (配信時期、ターゲット、予算配分)

②KPI 設定

- ・月間訪問数、記事閲覧数、広告 CPA (獲得単価)、会員登録数、メルマガ開封率等

③データ分析・改善

- ・Google Analytics 分析、月次レポート、改善テスト等実施

(オ) 効果検証

- ・月次報告書：アクセス数、広告効果等
- ・四半期分析レポート：詳細分析、改善提案
- ・年度末総括：KPI 達成検証、次年度施策提言

(カ) その他

- ・令和 9 年度以降における適切な保守・運用及びプロモーション施策等に必要概算額
- ・その他、本業務の目的を達成するため必要と思われるもの

2 企画提案書等の提出

(1) 提出物

ア 企画提案書 (様式 3) を表紙にし、両面 15 枚 (30 頁) 以内 (表紙を除く))

イ 参考見積書 (内訳書)、次年度以降の参考見積書 (内訳書)

ウ 提案者の概要

- ・履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書
- ・定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ・会社設立の趣旨、事業内容、事業実績、パンフレット、HP 等概要が分かるもの
- ・共同事業体の場合は構成員、責任の範囲等を定めた協定書等

エ 貸借対照表・損益計算書

- ・過去 3 年間の貸借対照表、損益計算書など経営状況の分かるもの

オ 企画提案書等の取扱いに関する回答書 (様式 4)

※第 2 章 5 を参照のうえ提出すること。

- (2) 提出部数 印刷物 アイ：9部（正本1部、副本8部）、ウ5部、エ3部、オ3部、
電子データ（PDF形式） ア～オ：1式
- (3) 提出先 浜松まちなかマネジメント株式会社・浜松まちなかにぎわい協議会
担当 角替（つのがえ）
- (4) 提出期限 令和8年6月25日（木）午後5時まで
- (5) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。）

3 企画提案書等作成にあたっての留意点

- (1) 提案は、簡潔に記述すること。
- (2) 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能とする。
- (3) 具体的な設計図、模型（模型写真含む）、透視図等の使用は不要とする。
- (4) 多色刷りは可とするが、見易さに配慮をすること。

4 無効となる企画提案書

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- (1) プロポーザル方式実施説明書第2章に定める条件に適合しない提案。
- (2) 虚偽の記載をした提案。
- (3) 第1章3に示した参加資格を有しない者の提案。
- (4) ヒアリングに出席しなかった者の提案。
- (5) 参考見積金額が、実施説明書に示した契約上限金額を超える提案。

5 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受託候補者の特定以外の目的では使用しないものとする。
- (3) 企画提案書等は、公平性、透明性を期すために、委託者が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表するものとする。例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報がある場合には、委託者の判断で非公開とするものとする。なお、公開又は公表する場合の企画提案書等の使用に関する費用は、無償とする。
- (4) 提出された書類は、特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (5) 企画提案書等の提出後、委託者の判断により補足資料の提出を求められることがある。
- (6) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
- (7) 受託候補者の特定は、企画提案書等を基に行うが、契約後の業務は必ずしも提案内容に

沿って実施するものではない。

- (8) 企画提案書等の提出は、1者につき1案のみとする。
- (9) 提出された書類は返却しないものとする。
- (10) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

第3章 審査の手続き及び受託候補者の特定

1 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、まちなか魅力発信事業実施者である浜松市、浜松まちなかマネジメント株式会社及び、公益財団法人浜松・浜名湖ツーリズムビューローが次のように行う。

(1) 審査の実施

ア 書面審査

- (ア) 4者を超える者から企画提案書等が提出された場合、提出された企画提案書等について、評価基準に従い書面審査を実施することがある。
- (イ) 書面審査の結果、点数が上位の3者程度に対し、イのヒアリング審査を行うものとする。
- (ウ) 書面審査の結果及びヒアリング審査の案内については、令和8年6月29日（予定）までに電子メールにて通知する。

イ ヒアリング審査

- (ア) 実施日 令和8年7月1日（水）午後 ※詳細は後日連絡
- (イ) 審査は、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。
- (ウ) 評価基準に従い審査を行う。
- (エ) ヒアリングへの出席者は3人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は1者あたり30分程度（説明15分、質疑15分程度）を予定している。

ウ 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

2 受託候補者の特定

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を受託候補者として特定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受託候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (2) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。
- (3) 最低基準点をあらかじめ設定している場合
審査の結果、いずれの提案者も最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

(4) 特定・非特定の通知

提出者のうち、受託候補者として特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を電子メールにより令和8年7月5日（金）までに通知する。

3 特定の取消

受託候補者として特定された者は、特定の日から契約締結の日までの間に、次のア、イに該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における受託候補者としての特定は取消しするものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新た受託候補者として手続を行うものとする。

ア 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき

イ 第1章4(1)エ及び第2章2(1)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第4章 その他

1 手続において使用する言語及び通貨

(1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

2 契約書作成の要否

要する。

3 その他

本プロポーザル方式のために作成した資料は、まちなか魅力発信事業実施者である浜松市、浜松まちなかマネジメント株式会社・浜松まちなかにぎわい協議会及び、公益財団法人浜松・浜名湖ツーリズムビューローの了解なく公表、使用することはできないものとする。

評価基準
まちなかポータルサイト制作業務

1 特定方法

浜松まちなかマネジメント株式会社・浜松まちなかにぎわい協議会において、企画提案書の特定を行う。

2 評価方法

(1) 浜松まちなかマネジメント株式会社・浜松まちなかにぎわい協議会が指名する評価者は、提出された企画提案書と各事業者が行うプレゼンテーションの内容を審査し、評価項目について採点する。

(2) 評価項目・評価基準及び採点方法は次のとおりとする。

下記の評価項目の項目毎に評価する。評価項目ごとの採点は、10点～5点満点で行い、下表の評価の基準で行う。

評価項目		評価のポイント	配点
企画、構成 (20点)	提案	・業務を正しく理解した提案となっているか。	5点
	構成	・明確で実現可能なスケジュールとなっているか。	5点
	内容	・提案による想定成果は目標達成が期待できるか。 ・中心市街地活性化につながる具体的な情報発信成果のイメージが示されているか。	10点
実施手法 実施による 効果 (60点)	ターゲットイング及び コンセプト設計	・目的を踏まえた具体的なターゲット層の設定とコンセプト設計となっているか。 ・中心市街地への来街及び回遊性の促進、新規出店・事業参入に資する内容となっているか。	10点
		・業務目的を達成するための適切な KPI 等が設定されているか。 ・実現のための具体的な手法の提案及び効果測定が示されているか。	10点

	掲載コンテンツの提案	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント情報の自動情報取得の提案、投稿機能、ガイドライン、運用等が明確に示され、検索・絞り込み機能など、ユーザーがアクセスできる仕組みが提案されているか。 ・店舗施設情報等は既存記事を活用した掲載方法や運用方法が示されており、次年度以降の特集記事の企画についても効果的な提案がされているか。 	10点
		<ul style="list-style-type: none"> ・継続的に情報追加・更新できる設計であり、各コンテンツ情報の取得方法が具体的な提示やその他効果的な提案があるか。 ・機能要件に示された情報の品質確保等のガイドラインや運用フローが提案されているか。 ・継続的な情報配信のための仕組みや CRM 機能等の必要な機能が具体的に提案されているか。 	10点
	WEB サイトの構築・運用・保守等	<ul style="list-style-type: none"> ・ポータルサイトとして必要な機能や情報発信等の効果的な運用が期待できるか。 ・サイト及びサーバー管理、ドメイン使用は適切か。 ・更新システム (CMS 等)、セキュリティ対策、情報管理等の提案は十分な内容か。 	10点
	デジタルマーケティング等	<ul style="list-style-type: none"> ・WEB サイトへ誘導するための広告配信や事業者等へのプロモーション施策の提案は効果的なものか。 ・目的達成に必要な広告手法や提案内容は具体的であり、十分な効果が期待できるものか。 ・効果検証は適切な KPI 設定、データ収集、検証・分析内容が提案されているか。 	10点
業務の実施体制の妥当性 (20点)	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的かつ機能的に業務を実施できる責任ある体制か。 ・事業実績が十分であり、WEB 制作、コンテンツ編集、マーケティング等の専門性が確保されているか。 	10点
	妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・契約上限金額内で、実現可能かつ持続可能な運用シナリオが提案されているか。 ・年間予算、令和9年度以降の予算等が適切に示されているか。 	5点

	保守運用・引継体制	<ul style="list-style-type: none"> ・期間中の運用体制や引継体制が明確か ・セキュリティ対策は十分で緊急時の体制はあるか。 	5点
合計			100点

3 企画提案書の特定

- (1) 各評価者の採点の合計点を合計し評価者数で除したものを評価点とする。
- (2) 評価点60点以上を提案特定の基準とする。
- (3) 提案者が複数の場合には、評価点が一番高い提案者の企画提案書を特定する。
提案された全ての企画提案書について書類審査を行い、ヒアリング対象者を評価上位5者程度に選定する。
- (4) (2)、(3) にもかかわらず、評価項目のうち評価者1人でも0点がある場合は、そのまま特定するか、条件を付して特定するか、又は、特定を見送るか等を検討する。
- (5) 提案者が1者の場合でも、(1)～(4)を適用する。
- (6) 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - ア 評価項目「実施手法 実施による効果」の点数が高い者を上位とする。
 - イ アも同点の場合は、評価項目「企画、構成」が高い者を上位とする。